

新型コロナウイルス感染症に関する 町公共施設等の対応状況をお知らせします

緊急事態宣言の対象区域が全国へ拡大されたことに伴い、下記のとおり町公共施設の臨時休館および学校・こども園等の臨時休校（園）についてお知らせします。

ご理解とご協力をお願いします。なお、感染拡大の状況により、随時変更する場合がありますが、その際は改めてお知らせします。詳しくは各施設などにお問い合わせください。

町の施設など	施設の対応状況など
役場庁舎（☎27-2111）	<p>通常どおり開庁します。（※5月9日（土）午前の役場庁舎での窓口業務も予定どおり実施します。）</p> <p>体調のすぐれない方、不要不急の要件の方につきましては、役場などへの来庁を控えていただきますようお願いいたします。</p> <p>【町業務における対応】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務時間中、全職員がマスクを着用します。 ・町主催の会議については、事前に資料を郵送するなどし、会議時間の短縮を図ります。 ・懇親会を伴う会議などは自粛します。 <p>※役場庁舎に警備員が常駐しています。緊急の場合は、休み期間でもご連絡ください。</p>
保健福祉センター（☎27-6511）	
上水道管理棟（☎27-5141）	
診療所（☎27-1234）	通常どおり開所します。
町立図書館（☎27-6166）	<p>6月1日（月）まで臨時休館</p> <p>※休館中の図書の返却は、町立図書館の「図書返却ポスト」をご利用ください。</p> <p>※CD、DVDは開館後に返却してください。破損のおそれがありますので、返却ポストには入れないでください。</p>
社会教育・体育施設（町民会館（トレーニングルーム含む）・3多目的屋内運動場・スポアイランド聖籠・学校開放ほか）・結いハート聖籠（貸室）（☎27-2121）	6月1日（月）まで臨時休館 します。
老人福祉センター「聖海荘」（☎27-7838）	6月1日（月）まで臨時休館 します。
高齢者生きがい交流センター（☎27-5258）	5月31日（日）まで臨時休館 します。
なごみの家（☎32-6753）	<p>6月1日（月）まで臨時休館します。</p> <p>※なごみの家事業（生きがい型デイサービス事業）は5月7日をめどに規模を縮小して再開予定です。</p>
交流館「杜」（☎27-2121）	6月1日（月）まで臨時休館 します。
海のにぎわい館（☎27-1103）	6月1日（月）まで臨時休館 します。
町農産物加工センター（☎20-7212）	5月31日（日）まで臨時休館 します。
聖籠観音の湯ざぶーん館（☎27-1126）	5月31日（日）まで臨時休館 します。
聖籠地場物産館（☎27-1212）	通常どおり営業します。

学校など	4月24日以降の対応状況など
【聖籠中学校 (☎27-7080)】 【小学校】 蓮野小学校 (☎27-2508) 山倉小学校 (☎27-2504) 亀代小学校 (☎27-2029)	5月11日(月)まで臨時休校します。
【児童クラブ】 蓮野児童クラブ (☎27-8360) 山倉児童クラブ (☎27-2270) 亀代児童クラブ (☎27-1196)	4月23日(木)から再開しています。 ※午前7時30分～最大午後7時まで
【町立こども園】 蓮野こども園 (☎27-8533) 蓮潟こども園 (☎27-5015) 亀代こども園 (☎27-8361)	5月11日(月)まで臨時休園します。 ※4月23日(木)以降、やむを得ず家庭での保育ができない家庭に限り、各こども園において預かり保育を実施します。
【私立保育園】 聖籠こども園 (☎27-3322) 聖籠はじめ保育園 (☎27-8880) まごころ保育園せいらう (☎20-7766) まごころ保育園ひがしこう (☎20-8771) さくらんぼちびっ子保育園 (☎025-384-8787)	通常どおり開園します。 ※可能な限り登園自粛をお願いします。
フレンドルーム (☎27-3977)	5月11日(月)まで臨時休館します。
亀塚児童館 (☎27-2478)	5月11日(月)まで臨時休館します。
地域子育て拠点すくすくサロンさくらんぼ (聖籠こども園内)	5月11日(月)まで臨時休館します。
※詳細については、各学校・園または町教育委員会へお問い合わせください。	

マスク用布地の寄附のお願い

地域学校協働本部および聖籠町社会福祉協議会では、今、町内の小中学生全員分のマスクの製作に取り組んでいます。

マスクの表地に使用する通気性の良い薄手の布地(手ぬぐい、さらしなど)の寄附を町民会館および町社会福祉協議会(結いハート聖籠内)窓口で受け付けています。ご協力をお願いします。

詳しくは、町民会館(☎27-2121)または、社会福祉協議会事務局(☎27-6767)までお問い合わせください。

令和2年度 春の総合健診「延期」のお知らせ

「春の総合健診」を延期します

町では5月の実施に向けて、「密閉・密集・密接」（3つの密）を防ぐ方策を検討し準備していましたが、このたびの新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえ、集団感染の発生を阻止するために「延期」することとしました。町民の皆さまの生命を守るためでありますので、ご理解とご協力をお願いします。

なお、今年度の健診申込については「有効」ですので、日程調整ができ次第、お知らせします。その際、各がん検診と特定健診・胸部レントゲン検診が別日になる可能性があります。また、秋の総合健診を申し込まれている方におかれましても、今後の状況に応じて大幅な日程変更を行う場合がありますのでご理解とご協力をお願いします。

今は、町民が一丸となって感染予防の取り組みを行うことが重要です。自己への感染を回避し、家族や他者に感染させないように徹底した取り組みを行いましょ。

お問い合わせ 保健福祉課（町保健福祉センター内） ☎27-6511

◆イベントなどの開催について

日にち	事業名	対応状況
4月27日（月）・28日（火）	狂犬病予防注射	予定どおり実施します。 ※飼い主の方は、マスクをするなど感染症予防策を徹底してください。また、近距離での会話はご遠慮ください。
5月14日（木）、15日（金）、18日（月）～22日（金）、24日（日）	春の総合健診	延期します。 詳しくは上記をご覧ください。
5月下旬～6月下旬	二宮家の日本庭園とバラ園公開	中止
6月中旬	聖籠さくらんぼまつり	中止

<新型コロナウイルス感染症に関する相談およびお問い合わせ先>

厚生労働省の電話相談窓口【☎0120-565653（フリーダイヤル）】

受付時間 平日・土日祝 午前9時～午後9時

帰国者・接触者相談センター【新発田保健所 ☎0254-26-9651】

受付時間 平日（午前8時30分～午後5時15分）、土・日・祝日（午前9時～午後5時）

※ 十分な準備の下、帰国者・接触者外来医療機関で診療を受けていただくため、できるだけ

平日8時30分から午後5時15分までの早めの時間にお電話して下さるようお願いいたします。

新潟県新型コロナウイルス感染症コールセンター【☎025-282-1754】

受付時間 平日午前8時30分～午後5時

症状がない方やどこに相談したらよいか迷った方の相談窓口です。

※ 聴覚や言語に障がいのある方は下記の方法で受け付けます。

Fax: 025-282-1640 メール: ngt130040@pref.niigata.lg.jp

町民のみなさまにおかれましては、引き続き感染予防に努めていただくようお願いいたします。

インターネットやSNS上において、新型コロナウイルス感染症に関する様々な情報が掲載されていますが、中には不確かな情報や事実と異なる情報もあります。むやみに転載・拡散することなく、厚生労働省や県の公的機関からの情報を確認いただきますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症に関する 新潟県の対応について

県からのお願いについて

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言の対象地域が、新潟県を含む全都道府県に拡大されたことを受け、県知事より県民に向け、外出自粛などについて周知の依頼がありました。

町民の皆様におかれましても、特に下記のお願事項（抜粋）について対応をお願いいたします。

- ① 医療機関への通院、食料・医薬品・生活必需品の買い出し、必要な職場への出勤、屋外での運動や散歩など生活の維持のために必要な場合等を除き、外出を自粛して下さるようお願いいたします。
- ② 繁華街の接待を伴う飲食店等については、年齢等を問わず、外出を自粛いただきますようお願いいたします。
- ③ 他都道府県からの不要不急の帰省や旅行・来県など、都道府県をまたいで人が移動することは、まん延防止の観点から極力避けていただきますようお願いいたします。
特に、大型連休期間においては、都道府県をまたいだ不要不急の移動を厳に避けていただきますよう、協力をお願いいたします。

皆様におかれましては、引き続き、感染を避けるため、いわゆる「3つの密（密閉、密集、密接）」が重なる場所を避けるだけでなく、いずれかの条件に該当する場所についても、できるだけ避けるとともに、手洗い、咳エチケットなど個人での感染予防の徹底を重ねてお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置について

新潟県では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態措置として、遊興施設、大学・学習塾、運動・遊技施設、劇場、集会展示施設、商業施設、文教施設等に対し、4月22日（水）から5月6日（水）までの期間、施設の使用停止等の協力要請を行いました。

また、県ではこの要請に全面的に協力いただける事業者に対し、1事業者あたり10万円の協力金を支給します。協力金に関する申請の受付は、5月上旬から開始される予定です。

詳細は、新潟県緊急事態措置・協力金相談センター（☎025-280-5222）へお問い合わせください。